

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 2 月 1 7 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年2月17日（火曜日）
午後 1時30分 開会 午後 3時27分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	小 嶋 智 子 議員	副 議 長	待 鳥 美 光 議員
委員外議員	松 永 靖 恵 議員	委員外議員	内 田 あ や 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	加 山 卓 司
総 務 部 長	松 戸 克 彦		
企画部審議監 兼 次長 兼 秘書広報課長			茂 呂 あかね
総務部次長兼 総務課長	野 中 大 介		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件 1 次の議会の会期予定について
令和8年和光市議会3月定例会の会期日程等について
- 特定事件 5 委員の選任及び所属変更に関する事について
- 特定事件 7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件 9 その他議会運営に関する事について
議会報告会について

午後 1時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 皆さん、こんにちは。

本日は、令和8年3月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会につきましては、2月19日に開会すべく、12日に招集告示をさせていただいたところです。

提出する案件は、報告が2件、人事案件が3件、第五次和光市総合振興計画基本構想の改定が1件、専決処分の承認が2件、条例の制定及び一部改正が10件、市道路線の廃止及び認定が2件、補正予算が5件、新年度予算が7件、損害賠償額の決定が1件の合計33件の審議をお願いするものです。

詳細につきましては、総務部長から順次、御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。（午後 1時31分 休憩）

再開します。（午後 1時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和8年和光市議会3月定例会の会期予定等について、特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについてとして、議会運営委員会の定数及び選任について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてです。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和8年和光市議会3月定例会の会期予定等についてを議題とします。

提出議案は報告2件、諮問1件、議案30件です。

提出議案の説明をお願いします。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 それでは、本会議に提出する議案について、順次説明いたします。

初めに、報告第1号、非強制徴収公債権等の放棄について説明いたします。

今回の放棄は、会計年度任用職員として任用された者が月の途中で退職したことによる支給済みの報酬額の一部返還等について、当該元会計年度任用職員が著しい生活困窮の状態にあるため、和光市債権管理条例の規定により非強制徴収公債権等を放棄したものであり、同条の規定により、これを議会に報告するものです。

次に、報告第2号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について説明いたします。

令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法の規定により、報告するものです。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員、山崎すみ子氏が令和8年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次に、議案第1号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の横室静男氏の任期が令和8年3月7日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第2号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の村中秀人氏の任期が令和8年3月5日をもって満了となるため、新たに西谷一晃氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第3号、第五次和光市総合振興計画基本構想を改定することについて説明いたします。

第五次和光市総合振興計画基本構想の計画期間は令和3年度から令和12年度までとして、令和7年度はその中間年に当たります。施策の進捗状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応するべく、中間年に計画の中間見直しを行うとしており、和光市健全な財政運営に関する条例の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号））について説明いたします。

令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、定期巡回サービス情報共有システムに関する損害賠償請求控訴事件に係る、訴訟業務の委託費用を増額したものです。当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号））について説明いたします。

令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第2号）については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に要する経費を計上したものです。当該補正予算につま

しては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法の規定により専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

次に、議案第6号、和光市職員の配偶者同行休業に関する条例を定めることについて説明いたします。

職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とすることについて、国との権衡を図る観点から、配偶者同行休業制度を創設するため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第7号、和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を定めることについて説明いたします。

避難行動要支援者の登録を促進し、災害等の迅速な安否確認や個々の状況に応じた支援体制を構築するため、災害対策基本法及び和光市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関し、作成や提供に必要な事項を定めたいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第8号、和光市水道庁舎駐車場条例を定めることについて説明いたします。

上下水道部の水道庁舎への移転に伴い、水道庁舎敷地内に設置する駐車場を適正かつ円滑に管理することを目的として、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第9号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、恒常的な医療的ケア、その他身体的支援を必要とする子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進していくため、新たに子どもケアサポート休暇を導入するものです。改正内容としては、職員が恒常的に医療的ケア、その他日常的な身体的支援が不可欠である満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を介助するための休暇を導入するため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第10号、市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の議員報酬等の見直しについて、和光市特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえて給料月額等を改正するため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。改正内容としては、市長、副市長及び教育長の給料月額をそれぞれ2万円引き上げ、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬月額をそれぞれ1万5,000円引き上げるものとなります。

なお、同審議会の諮問とは別に意見を依頼し、回答された期末手当の支給率の改正につきましては、来年度以降も引き続き検討していくものとします。

次に、議案第11号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

社会福祉に関する指導監督または現業を行う職員が生活保護に係る業務に従事した場合に、特殊勤務手当を支給したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第12号、和光市役所駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、市役所駐車場の適正利用等を目的に、近隣施設の駐車場に併せた使用料に改定するため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第13号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援金制度の導入に伴い、令和8年度から保険税率を改正するため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第14号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までの1年間に限り、コンビニエンスストア等の多機能端末機を利用して証明書等を取得する際の交付手数料を100円減額して200円とするため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第15号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和7年度税制改正により、第1号保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者について、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法と基準の特例規定を設けるため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第16号、市道路線の廃止について説明いたします。

本議案は、和光北インター東部地区土地区画整理事業の推進のため、事業地区内の市道を廃止するものです。令和8年4月をもって、和光高校が和光国際高校と統合されることから、和光高校周辺の市道を廃止したいため、道路法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第17号、市道路線の認定について説明いたします。

議案第16号により廃止した和光市道のうち、和光北インター東部地区土地区画整理事業地区外の部分を再認定したいため、道路法の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第18号、令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億672万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ360億2,056万円とするものです。

初めに、主な歳出については、今回の補正予算では、自動運転サービス導入事業に係る大型EV自動運転バスに関連する費用を減額するほか、各種事業の執行状況を踏まえ、入札差金などの不用額を減額するなどしております。

次に、議案第19号、令和7年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ

いて説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,140万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億3,581万円とするものです。

歳出について説明いたします。

国民健康保険財政調整基金の預金利子の確定による積立金、保険給付費等交付金の精算に伴う償還金及び令和6年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の精算に伴う償還金を増額しております。

次に、議案第20号、令和7年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,162万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億2,745万7,000円とするものです。

歳出について説明いたします。

総務費では、介護保険システム改修事業の業務委託料を増額するとともに、一般管理業務の事務機器等借上料、介護認定調査業務の報酬、認定調査業務の手数料を減額しております。

保険給付費では、地域密着型介護予防サービス保険給付業務等の保険給付費を減額します。

また、保健福祉事業費では、サービス活動事業の利用者増に伴い、業務委託料を増額するなどしております。

次に、議案第21号、令和7年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,180万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,547万円とするものです。

歳出について、報酬、旅費及び委託料について、事業の進捗により執行が困難となったことから減額するものとなっております。

次に、議案第22号、令和8年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

歳入については、個人市民税は所得額の増加などから増加するほか、固定資産税は新規設備投資による償却資産の増加などから増加し、市税収入の増加が見込まれます。また、地方消費税交付金については、物価上昇の影響等により増加が見込まれます。

歳出については、総合振興計画に基づく8つの重点施策を中心に予算計上するとともに、都市基盤や公共施設整備等の投資的経費及び福祉や教育に関する取組にも予算を配分しております。

主な内容につきましては、都市基盤整備の分野では、土地区画整理事業の推進のため、各区画整理組合への支援を行うほか、白子三丁目中央土地区画整理事業地内の公園整備を進めます。

福祉の分野では、下新倉小学校において、朝の居場所づくりに関するモデル事業を行うほか、保護者の就労要件にかかわらず、保育施設等を利用できるこども誰でも通園制度を実施します。また、避難行動要支援者の登録を推進し、避難支援が行える環境の整備を進めます。

教育の分野では、教育支援センターの移設や人的体制を強化するなどの環境整備を進めるほか、小学校の給食費負担軽減を行うとともに、中学校の給食費の一部補助を行います。

防災の分野では、第2分団消防ポンプ車の更新を行います。

市民生活の分野については、窓口キャッシュレス決済を導入するとともに、出張所に証明書発行のためのキオスク端末を設置します。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し水道料金の軽減を図るため、水道事業会計へ補助金を交付します。また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても予算に関する説明書と併せて提出しております。

次に、議案第23号、令和8年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

令和8年度予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億7,202万3,000円と定め、対前年度比較では0.22%の増となっております。

主な歳出については、被保険者の診療等に係る保険給付費として41億1,200万7,000円を、また国民健康保険事業費納付金として21億5,368万7,000円を、保健事業費として1億2,865万7,000円を計上しています。

主な歳入については、国民健康保険税として14億9,854万2,000円を、県支出金として41億7,785万1,000円を計上しています。

また、一般会計からの繰入金については、2億8,225万円を計上しております。

基金繰入金については、4億5,186万5,000円を計上しております。

次に、議案第24号、令和8年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和8年度予算については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した市負担金算定に用いる諸係数及び当市における被保険者数に基づき予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,344万1,000円と定め、対前年度比較では19.3%の増となっております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が11億2,984万円、保険基盤安定繰入金1億5,124万9,000円のほか、保険料還付金などを計上しております。

続いて、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納める後期高齢者医療保険料負担金12億8,139万円のほか、保険料還付金などを計上しております。

次に、議案第25号、令和8年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

令和8年度予算については、持続的な制度運営を図るための予算編成を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億8,243万5,000円と定め、対前年度比較では2.1%の増となっております。

主な歳入については、介護保険料として12億3,002万7,000円を計上し、歳出の見込みに連動する法定負担の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を合わせて29億9,284万8,000円を計上しております。

また、繰入金として、一般会計及び介護給付費準備基金から8億5,934万7,000円を計上して

おります。

続いて、主な歳出については、被保険者のサービス利用等に係る保険給付費として45億2,278万9,000円を、和光市独自の取組である市町村特別給付費として6,341万5,000円を、また地域支援事業費として4億3,248万1,000円を計上しています。

次に、議案第26号、令和8年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

和光市駅北口土地区画整理事業につきましては、令和6年3月に都市計画決定した再開発事業に伴い、令和8年度は、さらに区画整理事業との一体的施行による駅北口まちづくりを推進していくための予算編成となっております。

令和8年度予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,637万3,000円、対前年度比較では3億5,635万3,000円、23.9%の増額となるものです。

主な歳入については、国庫補助金が1億8,050万円、県補助金が4,930万円、一般会計繰入金11億3,797万円、区画整理事業債が4億7,860万円となっております。

次に、主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として8,669万7,000円、建物移転等補償業務、污水管新設工事業務及び工事実施設計業務などの委託料1億9,495万8,000円、区画道路築造工事などの工事請負費4億8,288万6,000円、建物移転に伴う移転補償費などの補償・補填及び賠償金7億8,197万7,000円などで、区画整理事業費として17億5,917万6,000円を計上しております。

次に、議案第27号、令和8年度埼玉県和光市水道事業会計予算について説明いたします。

地方公営企業法の規定により、令和8年度の予算について議会の議決を求めるものです。

予算第2条、業務の予定量については、給水戸数4万5,851戸、年間総給水量925万8,000立方メートル、1日平均給水量2万5,364立方メートルを見込んでおります。

主要な建設改良事業は、3か年継続事業として、酒井浄水場高圧受電盤更新事業及び南浄水場配水ポンプ施設更新事業、2か年継続事業として、酒井浄水場配水池改修事業です。

予算第3条、収益的収入及び支出では、収入は18億1,655万円、支出は16億8,869万円を計上しております。

予算第4条、資本的収入及び支出では、収入は8億8,753万1,000円、支出は14億1,395万3,000円を計上しております。

次に、議案第28号、令和8年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について説明いたします。

地方公営企業法の規定により、令和8年度の予算について議会の議決を求めるものです。

予算第2条の事業の予定量については、水洗化世帯数4万4,039世帯、年間処理水量913万立方メートル、1日平均処理水量2万5,014立方メートルを見込んでおります。

主要な建設改良事業は、下水道事業耐震対策工事、越戸川第1号雨水幹線詳細設計業務委託です。

予算第3条、収益定収入及び支出では、収入は12億4,699万6,000円、支出は12億6,495万

7,000円を計上しております。

予算第4条、資本的収入及び支出では、収入は3億1,500万2,000円、支出は5億7,910万2,000円を計上しております。

次に、議案第29号、損害賠償額の決定について説明いたします。

中学校校内サーバー機器借上げに係る賃貸借契約を契約期間満了前に解約することによる損害賠償の額を定めるため、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

最後に、議案第30号、令和7年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ363億56万円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、物価高騰に対する生活者支援としてデジタルクーポン給付事業に係る費用を計上し、当該事業の繰越明許費を追加しております。

歳入については、当該事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額については、財政調整基金からの繰入れを行っております。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午後 1時59分 休憩）

再開します。（午後 2時00分 再開）

まず初めに、報告第1号及び第2号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は、通告を取らず、第2日に行いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、諮問第1号、議案第1号及び議案第2号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、第2日に採決したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第4号及び第5号は専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、第2日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

ここで、議長から発言を求められています。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 議案第3号、第五次和光市総合振興計画基本構想を改定することについての審査方法についてです。

ただいま総務環境常任委員会に付託することが決定したところですが、当該議案は文教厚生常任委員会所管の内容が含まれていることから、審査方法については、会議規則第103条の規定に基づき連合審査会で実施することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 お諮りします。ただいま議長から、議案第3号の審査方法について、総務環境、文教厚生両常任委員会が連合して審査を行うための連合審査会を開きたい旨の発言がありました。議案第3号の審査方法については、議長からの提案のとおり、連合審査会を開くこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

また、連合審査会については、2月27日の予算決算常任委員会終了後に開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がございませんので、議案第3号の審査については、2月27日の予算決算常任委員会終了後に連合審査会を開催し、審査を行うこととします。

また、全議員で審査を行うことになるため、議案第3号に係る総括質疑は行わないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がございませんので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に提出されたものについて、陳情2件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がございませんので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 今回郵送で提出された陳情は、令和7年11月21日受理の臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐた

めの環境整備等を求める意見書提出の陳情、令和8年1月7日受理の国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情、以上2件でございます。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議での審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

今回、受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は16人です。

質問時間については、今期定例会は再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告は、なかったことを報告いたします。

次に、会期について、会期は28日間とし、常任委員会を6日間、第9日及び第26日に予算決算常任委員会を開催し、令和8年度当初予算の審査等がありますので、第9日、第12日から15日の5日間で予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会を同時開催としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日4人としたいと思います。

なお、2月24日、火曜日から26日、木曜日、3月6日、金曜日、13日、金曜日を調査休会、2月21日、土曜日、22日、日曜日、23日、月曜日、28日、土曜日、3月1日、日曜日、7日、土曜日、8日、日曜日、14日、土曜日、15日、日曜日を休日休会、3月17日、火曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について、1月16日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、渡邊竜幸議員、2番、公明党、富澤啓二議員、3番、新しい風・希望、待鳥美光議員、4番、無所属の会・維新、鎌田泰春議員、5番、和光・まちづくり市民の会、内田あや議員、以上です。

なお、無会派については、一般質問の中で行うことと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月25日、水曜日の11時までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書等についてですが、提出がなかったことを報告いたします。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のデータをパソコンルームのパソコンのデスクトップに保存いたしましたので、適宜、御利用ください。パスワードについては、既にビジネスチャットツールにおいてお知らせしております。

なお、この参考資料は公表しませんので、記載された金額等の具体的な内容が公表されることのないよう、取扱いや審査時の発言等では御留意くださるようお願いいたします。また、当初予算の審議が終了次第、各位で責任を持ってデータを消去していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会のポスターは、ホワイトボードに掲示しましたとおりです。こちらでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、議会終了後は、掲示板から速やかに回収してくださるようお願いいたします。

議長から発言があります。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 2月19日木曜日、開会日に、令和6年能登半島地震の犠牲になられた方に哀悼の意を表したいと思えます。また、本年、東日本大震災から15年が経過しますので、3月11日水曜日、一般質問3日目に、全ての被災者に対して哀悼の意を表することを了承いただきたいと思えます。

いずれも黙禱・起立は行わず、私から哀悼の意を述べる予定ですので、御承知おきください。

○吉田武司委員長 議長から発言がありました件はよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについてとして、議会運営委員会委員の定数及び選任についてです。

議会運営委員会の構成については、委員会条例第4条第2項のただし書の規定に基づき、8人の定数を議決で増減できることになっております。

令和5年第1回臨時会において、和光市議会委員会条例第4条第2項ただし書の規定により、会派数に併せるため、議会運営委員会委員の定数を6名と決定したところですが、令和8年1月14日付で赤松祐造議員と内田あや議員が会派和光・まちづくり市民の会を結成したことから会派数が5団体となりましたので、議会運営委員会委員の定数を5名としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、議会運営委員会委員の定数の変更について、本会議に諮ることにいたします。

次に、議会運営委員会委員について、協議願います。

休憩します。（午後 2時16分 休憩）

再開します。（午後 2時16分 再開）

それでは、議会運営委員会委員について、会派和光・まちづくり市民の会を代表して内田あや議員に内定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、ただいまの決定のとおり、本会議において、議会運営委員会委員の選任は委員会条例第8条第1項の規定に基づいて議長が指名することとします。

委員の選任及び所属変更に関することについては以上です。

次に、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

5月1日発行予定の議会だよりナンバー132について、事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 市議会だよりナンバー132、令和8年5月号の掲載内容について御説明いたします。

なお、内容は、昨年及び一昨年の5月号の市議会だよりを参考にしております。

掲載内容は、令和8年度一般会計予算案について、3月定例会の主な議案、議会報告会を開催します、トピックスとして、1月21日、議員研修会を開催、市政に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、施政方針に対する質問、議案等の採決結果、6月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介等を予定しております。

掲載内容の詳細は、3月定例会閉会日、3月18日、水曜日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せで確定し、3月31日、火曜日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、4月6日、月曜日開催の議会運営委員会で確定する予定です。

○吉田武司委員長 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することとして、議会報告会についてです。

前回の会議において、開催日時について会派に持ち帰り検討をお願いしております。

各会派から御意見をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々の会派といたしましては、スケジュール等も考えて平日の午後を希望したいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 前回決めるときに、前回のときは平日ということで、次回については土日開催を考えましょうということで確か確認したと思いますので、土曜日。ただ、ゴールデンウィークが重なるので、その辺を含めて検討していったらどうかということです。5月の土曜日ということで提案いたします。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今、菅原委員からあったように、前回、平日の午後、昼間だったということで、今回は土日でというふうに考えています。

去年行ったように、わこらぼまつりと抱き合わせということがとても参加人数を募るのにはよかったということの意見が出ているんですけども、可能であればそういったイベントのときに行く、もしくはそれが難しければ、土日のどちらかで行うということで意見はまとまりました。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 前回、今度の議会報告会は土日を優先して行うということになっていたかと思います。そのことを踏まえて協議した結果、緑風会といたしましても、4月の土日に計画するのに、土日は結構地域でお祭りの予定があり、またゴールデンウィークは人が集まらないだろうということで、ゴールデンウィーク明けも各地域でいろいろなお祭り等があるので、そういうことを踏まえると4月12日、日曜日、18時から19時30分で行うのが一番いいとなりました。

場所については、今までも議会報告会に来られた方に駅から近いところがいいということがありましたので、中央公民館でできればと思います。

緑風会としては以上です。

議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 4月12日の何時ですか。

○吉田武司委員長 夜18時から19時30分。

議会報告会に来た方がそういう時間帯にアンケート調査等でチェックしていたこともあったかと思うんですけども、それを踏まえるとこの時期にやるほうがいいのかなど。

それで、時期について検討した結果、5月に入ると坂下公民館まつり等とかいろいろなことがありまして、4月も最終日曜日、また29日等でいろいろなところでお祭りがあることから、

12日しかないというふうになったので、その日を提案させていただきました。

いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 仮に4月12日とした場合、公民館は空いているという形ですか。

○吉田武司委員長 いや、それはまだ確認していません。

菅原委員。

○菅原満委員 あと、準備のほうもあるので、その辺も考慮してやらないと。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 すみません、1点確認したいんですけども、わこらぼまつりでやるというのはもう厳しいということでしょうか。

○吉田武司委員長 わこらぼまつりでやるといったときには、以前やったときに、向こうの実行委員会からちょっといろいろなことを言われて、なかなか一緒に実行するというのは難しいかなというところと、あとこれまでの議会報告会の要望で、みんなが集まりやすい場所、また夜の時間帯というのもあったかと思うので、それを踏まえてこの時期しかない、この時間帯でやってみたらどうかということ。

昔、南側、北側で1か所ずつ公民館でやっていたんですけども、なかなかそれも厳しいだろうということもありまして、駅から近い中央公民館がいいのではないかなと。

菅原委員。

○菅原満委員 南は公民館じゃない、運動場。

○吉田武司委員長 運動場でしたか。中央公民館でもやりましたよね。

菅原委員。

○菅原満委員 運動場、坂下公民館、あと中央公民館。

○吉田武司委員長 3か所でやった。

事務局、いかがいたしましょうか。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 ただいまお話がありました公民館ですが、まだ空き状況の確認が取れていないので、決定していただいた後に速やかに確認を進めてまいりたいと思っております。

○吉田武司委員長 公民館がもし駄目であれば、この市役所でもいいのかなと思いますけれども。

ここで、委員外議員から発言を求められていますので、委員長として発言を許可いたします。

内田あや議員。

○内田あや委員外議員 ありがとうございます。

議会報告会に関しては、前回はかなり参加者が少なかったという事実があって、なかなか来れないターゲットにどうアプローチしていくかということに今、議論が必要なのかなと私は思っています。どういう人たちに来てほしいかとか、どういう人たちから声をもらいたいかと

か、あとはどういうテーマで話してもらうのかとか、そういうのがある程度決まった上で日程を当てに行くというのが、プロセスの順番なのではないかと私は思っています。

○吉田武司委員長 これまで市民からの手紙で、議会報告会についていろいろな御要望があったということで、こちらもそういう要望に応えようというふうに決まったということです。先ほど菅原委員がおっしゃっていましたが、土日開催について、時間もその要望に応えようというのがあったので、今回の予算についての議会報告会は、それを反映させようという思いで、以前の議会運営委員会で皆さんに各会派で協議してきてくださいというのをお伝えしたところ
です。

内田議員。

○内田あや委員外議員 ありがとうございます。

私、現時点で委員でないので、意見をどこまで申し上げてよいかというところはあるんですが、やっぱり若い方々からの声をもっと集めていくべきなのではないかという個人的な問題意識がある中で、この前、所沢市の視察でもありましたけれども、若い人から声を聞くということ
を前提に学校とやるとか、あとは学校と組まなくても高校生、大学生に来てくださいという
発信をすれば、議会単独でもそういった議会報告会の実施は可能だと思っています。

今回は、もう既に議論が進んでいるので、急にそういった話に持っていくことは難しいとは思
うんですが、順序としては、では次はどういうふうにやろう、その次はどういう人たちにア
プローチしようというところで、中長期的にやはり考えていく必要があるのではないかと考
えているので、どういうターゲットに、どういう日程でやるかというところはこの会で計画を立
てていくべきだと私は思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 若い人ということであれば、マルシェのときにこちら側が報告会をやったとき
は小学生が大勢集まって、小学生からいろんな提案、意見を聞くことができたということで、
その都度、平日のこの時間帯ならどういう人が集まってくれるだろうとかをいろいろと検討し
てやってきているけれども、やはり相手のあることなので、こちらが狙った人が来られるかど
うかというのは難しい。

逆に、この方たちだけ集まってくださいとなると、では、ほかの人はどうなるのかというこ
とで、そうなることに特化した、今までも高校生と話したらどうかとかいろいろな案が出た
こともあったわけで、その辺も含めて今回はまず土日という要望に対して応えるということ
で来ているので、今回はそれで行くと。

学校を通すか通さないかは別として、中学生の意見を聞く意見交換会をやるとか何とかとい
うのは今までも出てきていたわけで、今回は土日開催でいつやるかということということ。従
来もそれは意見がずっと出てきて、先に高校生と調整するかも。ただ、高校生と集まるとい
ってもやはり土日どちらかしかないし、前はマルシェで小学生が議場に入って意見を言っ
てもらえたというのもあるので、その辺も含めて検討していく必要があるのかなと。

ただ、今回はいつやるかということなので、先ほどうちの会派は5月連休明けでいいんじゃないかということで申し上げた次第です。

○吉田武司委員長 これまでの議会運営委員会、また議会報告会の反省会等でも話がありましたけれども、市民の意見を今回は尊重するということで夜間の開催、開催日を土日のどこに絞ろうかという話があったかと思います。

これまでも子育て世帯の方たち、また高齢者の方たちが来やすい時間帯にという設定をして、そういう団体に呼びかけたときもあったんですけども、なかなかそれがうまく伝わらず、来ていただけなかったということで、土日開催、集まれる時間帯を設定しようということになって、今回は取りあえずはまず開催の日時から決定しようということになったかと思います。

4月29日というのは、その日にお祭りあるんですか、わこらぼまつり。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 わこらぼまつりは例年5月の最終です。

あと、先ほど委員長から話がありました4月12日、中央公民館に確認させていただきましたところ、夜については会議室の大きいところが空いていると確認が取れました。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

中央公民館の講堂ですか、大きいところが空いているということなんですけれども、いかがいたしましょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 取りあえず会場と日程はいずれにせよ決めなければいけないのかなと思うので、私はその日程で行っていただく形がいいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 時間帯が18時から19時半ということなんですけれども、この時間帯については例えばもう少し早い夕方の時間というのもいいのかなと思うんですけれども、18時というのはどうなのでしょう。

○吉田武司委員長 土日なので、早い時間の昼間の時間帯でもいいと思うんですけれども、なるべく参加しやすい時間帯にしてくれという要望があったので、18時からの方が日曜日であっても参加しやすいのかなと。

菅原委員。

○菅原満委員 参加しやすいということで、全ての人、参加しやすいときがあればそれはベストでしょうけれども、夜の時間帯だと女性、特に子育て世代は無理だろうと。昼間の時間帯ならば、子育て世代でも来られるかなとかということで、さきの時間帯を今までも設定してきているので、やはりある程度、時間帯は早いほうが参加しやすいというふうに考えます。

参加していただけるかどうか、これはまた開催してみないとなかなか難しいところですけども、やはり広く考えるとするならば、昼間の時間帯がいいのかなと。そうすると、公民館のほうはどうかというのはあると思いますけれども。

○吉田武司委員長 市民からの意見でそういう意見があつて、確かそのような答えを1回向こうに送ったのではないかなという記憶があつて、緑風会ではそういうふうを決めたんですけども、事務局、かなり前だと思うんですけども、いかがでしたか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 市民の方から御意見をいただきまして、やはり土日のほうが参加しやすいということで、時間帯についての話はしていませんが、土日がいいというようなお話はいただいております。

○吉田武司委員長 こちらからの回答については、どのように回答しましたか。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 こちらのほうの回答も時間帯ではなくて、土日の開催ということは、交互に平日と土日とやっていくということで、どちらも平日が出やすい方もいらっしゃいますし、土日がいいという方もいらっしゃいますので、交互にやっていきたいというような回答はさせていただきます。

○吉田武司委員長 それでは、時間帯についてはまた協議するというので、日にちについては4月12日でよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 会場は使えるのですか。

○吉田武司委員長 休憩します。(午後 2時38分 休憩)

再開します。(午後 3時01分 再開)

工藤議事課長。

○工藤議事課長 中央公民館の空き状況について御報告させていただきます。

4月12日、日曜日でございますが、9時から12時まで空いているような状況となっております。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

4月12日、9時から12時まで、中央公民館が空きがある予定でありますので、9時から12時まで借りることにして、議会報告会は10時から11時30分で開催できればと思います。

それでは、まとめたいと思います。

日にちについては、令和8年4月12日、日曜日、10時から11時30分に決定したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、議会報告会の内容について、例年同様、前半を議会報告、後半を意見交換に分けて行うか、一昨年に開催した議会体験会を行うか、前回の会議で検討をお願いしておりましたので、各会派から御意見をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、皆さんからも御意見があるように参加しやすいことが一番なのかなと思っています。特に我々としては内容等については、特段こうしたいという希望はないです。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 議会体験会が大変よかったので、それがいいかなという意見が出ていたんですけども、会場の関係等もありますので、意見交換会を後半に分けて行うということでいいかと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 今回は、従来行ってきている予算報告と意見交換という形でいいと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、今回は予算の議会報告、また後半を意見交換に分けて行うのがいいと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、次回の議会報告会は、前半を議会報告、後半を意見交換に分けて実施するということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

また、意見交換会のテーマについては、前回と同様、総務環境、文教厚生の常任委員会で決めていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、今回、総務環境、文教厚生 of 常任委員会でこれまで意見交換のテーマを決めていたんですけども、今回は第五次総合振興計画の見直しがあるということで、2つに分けないで、その1本をテーマにしてみんなで話ができればというふうにも思って、意見交換会のテーマは1つ、第五次総合振興計画の見直しについての報告をテーマとして提案させていただきます。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

内田あや議員から発言を求められておりますので、許可いたします。

内田あや議員。

○内田あや委員外議員 ありがとうございます。

2点なんですけれども、1点目がテーマのところ、市民の方から、文教厚生と総務で分けると、どうしてもそのテーマしか話せないようになってしまうので、それ以外で例えば議会とのコミュニケーション、市民とのコミュニケーションであったり、議会の運営に関する意見と

かを言う機会がないというような御意見もいただいています、テーマについてはもう少し議論の余地があるというふうに思っています。

2点目がこれは私の一案なんですけれども、やはり何かこういう市が主催するイベントとかに私自身も足を運んだことがありますけれども、一番よかったのは、自分の意見が言えるということもそうなんですけれども、同じように興味がある人たちと話して、ワークショップ等を通じて知り合いができたというような機会があると非常にいいと思っています。なので、まちづくりワークショップとか、そういうグループワークみたいなものを取り入れている場面もあるので、そういう運営のやり方というところも今回からではなくても、今後検討の余地があるのではないかと考えています。

以上、2点、意見です。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

今回、テーマについてなんですけれども、中央公民館大きいホール1つで分けるのもちょっと難しいかなというのもあるので、今回は第五次総合振興計画の改定、見直しがあって、その中でまちづくり、子育て、高齢者、介護、いろいろな話が全部入っているので、そこでいろいろな意見交換会ができるのかなとも思いますので、提案をさせていただきました。

そのようなことでテーマについて、どのようにいたしましょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 総合振興計画のほうでやるのであれば、みんなでやるという形になるのかなと思いますし、それがテーマでも十分皆さんに興味を持って話していただけるのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 テーマについては、第五次総合振興計画についてということでもいいと思うんですが、全体でやるとなると、会場で結構人数を集める方向で今、時間等も決めましたので、たくさんの方が来た場合、グループを分けて同じテーマで、より意見が言えるという組み方でいいのではないかと考えました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 時間的に見て、報告をして、その後グループ分け用にテーブルないし椅子を動かして、終わった後、また元に戻してという時間を考えると、分けるということが、以前も確か記憶では1回だけ分かれたことがあるかなと、記憶違いでしたら恐縮ですけれども、その辺も含めて時間配分も考えてやらないと。集まる人数によって分けるという従来方式ではないかと考えます。

○吉田武司委員長 2つに分けるということですか。

菅原委員。

○菅原満委員 各2つの常任委員会ごとということであるならば、集まった人数の状況で事前に2つに分ける場合、どう配置するかも考えておいて配置するということになるのかなと思います。

ます。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 人数によって今まで1つか2つかというふうに分けたんですけども、途中からグループを分ける、机を移動したりというのは面倒なので、場合によっては最初の会場づくりのときに2グループぐらいまで分けた机の設置にして、そのまま報告会もその位置で聞いて、その場でグループごとに討論とか意見交換会ができるような会場づくりを、人数がそれに及ばない場合もあるかもしれませんが、一応2つとか3つぐらいにテーブルをくっつけておいて、椅子をその周りに置いて聞くような形というのもできるかと思いますので、会場づくりの時点でその辺を考えて設定して、そのまま意見交換会に入れるというふうにするのではどうでしょうか。

○吉田武司委員長 会場づくりを今した場合に、残り30分しかないので、そこでまた元に戻せるかという問題も出てくるので、どうかなというふうに思うんですけども。

取りあえずやり方についてはまた協議するということで、テーマについては今日決められればと思うんですけども、いかがですか。

ここで、委員外議員から発言を求められておりますので、委員長として発言を許可いたします。

松永靖恵議員。

○松永靖恵委員外議員 ありがとうございます。

今、会議室1をテーマで分けるとかになると移動だとか、また戻すということもあるんですが、今現在、予約を確認しましたら、会議室の周りにある部屋3つとも今まだ空いていますので、テーマをもし分けるのであれば、今、部屋を押さえておくことがベストだと思います。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

会議室1が空いているんですか。

松永靖恵議員。

○松永靖恵委員外議員 1がメインで、周りの会議室2、講義室1、講義室2も空いています。

○吉田武司委員長 では、そこも一応押さえておいていただいて、テーマについてはどうですか、皆さん、いま一度、やり方、テーマについて各会派にお持ち帰りして協議していただいて、20日にまた議会運営委員会を開催しますので、そのときにテーマ、やり方等について2つの委員会に分けるのか、全員でやるのか、その辺も協議してきていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 1点確認なんですけれども、今出ている第五次総合振興計画についてということになると、この結構厚い資料を人数分コピーとか用意する感じになるんでしょうか。その確認です。

○吉田武司委員長 確かにそこを抜粋して出すというわけもいかないので、全部出すような形

になってしまうのかなとなるんですけれども、大変なことだね。

○伊藤妙子委員 何かピックアップしたほうがいいと思うけれども、概要版とかあればね。でも、まだ印刷物ができませんよね。

○吉田武司委員長 皆さん、今の意見を踏まえて、いま一度、会派に持ち帰って協議して、次の議会運営委員会で決定したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにしたいと思います。

それでは、今回の議会報告会の日程は先ほど決定しました4月12日、10時から11時30分。報告会については、議会報告、後半を意見交換に分けて行う。テーマについては、今いろいろな御意見が出ましたけれども、それを踏まえて各会派に持ち帰っていただき、テーマ、また意見交換会のやり方について、今回の議会運営委員会で報告していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に進みます。

その他として、前回の会議で事務局より説明がありました地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、市が定めている和光市情報セキュリティポリシー基本方針に議会及び行政委員会委員を適用する改正案とすることについて、各会派に持ち帰っていただき御意見を受け付けていたところですが、御意見はありませんでしたので、この改正案のとおりとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、次の会議等の予定を確認します。

2月20日金曜日、本会議終了後、議会改革についてです。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

ここで、議長から発言があります。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 その他の日程といたしまして、3月16日月曜日、予算決算常任委員会終了後に議員会役員会を開催いたします。役員の皆様には御出席をいただきますようお願いいたします。

○吉田武司委員長 議長から発言がありました件は、御承知おきください。

以上で本日の議事は、全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 ちょっと確認したいことがあるんですけれども、12月定例会で文教厚生常任

委員会委員長が本会議で同じところの委員会の討論をしたんですけれども、申合せ事項に委員長報告に対する質疑というふうになっているんですけれども、自己の所属する委員会、予算決算常任委員会を除く委員長報告に対しては質疑を行わないことを例とするということになっていて、質疑はしないという申合せになっているんですけれども、これは討論だからいいというのか、どういうふうに解釈したらいいのか。

○伊藤妙子副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 討論ですよ。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 でも、討論でも自分が報告したところの討論をするのはよいのか。

○伊藤妙子副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 前にもありましたよね。確か当該議員の委員長にというのが。

自分の委員長報告と反対の討論をしましたよね。文教の委員長が、委員会の報告としては賛成だった。それと逆の討論をしたというのが報告と反対の、議案に対する反対討論、委員長報告に反対。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 自分が報告したところに反対をしたということですか。

○伊藤妙子副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 そういう記憶があります。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 先例集を調べていてもそれが載っていなかったもので、これはそれで認めるということでもいいのか、今後ないようにするのかというところ。

○伊藤妙子副委員長 菅原委員。

○菅原満委員 自己の属する質疑なので、討論は委員長としての職責と議員として討論するというのはまた別なので、質疑と討論というのは別で切り分けて考える必要があると理解しています。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 ということは、質疑についてはどうですか。

○伊藤妙子副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 質疑はできないですよ、自分で報告しているので。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 できないですよ。自分の所属する委員会の委員長報告に対して質疑は行わない例であると載っているのです。

○伊藤妙子副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 できないですよ、登壇しているわけだから。ただ、討論はしたほうがよくないですか。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 そういう申合せの認識でいいということですよ。

○伊藤妙子副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 私はそう思います。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 分かりました。

あと、これ調べていたら、委員長が委員会を欠席したため、副委員長が委員長報告を行ったことがあるというのもあるんですよ。今回、総務環境常任委員会委員長は委員会を欠席して、副委員長が報告をするのかなというふうに思っていたら、委員長がしたというところなんですけれども。

○伊藤妙子副委員長 菅原委員。

○菅原満委員 それは最後の委員長の本会議報告のときに委員長が急遽欠席して、副委員長が委員会の報告をしたという例があります。私自身も出ていましたので、あくまでもそれは報告そのものの本会議の当日に委員長が欠席したということなので、それが恐らく載っているということになると思います。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 委員長報告が議題となった日に委員長が欠席したため、副委員長が委員長報告を行ったということも書いてあるんです。その下に、委員長が委員会を欠席したため、副委員長が委員長報告を行ったことがあると2段になっているんですよ。

○伊藤妙子副委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 こちらの件につきましては、全国市議会議長会に確認をしております。

委員会当日、委員長が欠席したという例があるんですが、本会議の委員長報告のときに委員長が出席すれば委員長が報告するのが筋であるというような回答は出ております。

○吉田武司委員 それで先例になっているのですね。分かりました。

○伊藤妙子副委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 今おっしゃられたことについてなんですけど、先例集が今ないので、分からないのですが、恐らく委員会も欠席で本会議も欠席すれば当然、副委員長が報告するのかなと認識しております。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 あと、委員長報告に対して質問が出て、委員長が委員会に出席していなかったんですけども、委員長が議事録を確認してこうでしたという報告で終わったと思うんですけども、本来であれば、質問に対しては副委員長が答弁されたほうがよかったのかなとも思うんですけども、いかがでしょうか。

○伊藤妙子副委員長 工藤議事課長。

○工藤議事課長 すみません、繰り返になってしまうんですが、委員長が出席している以上

は委員長が回答するというのが筋になるのかなという認識であります。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

菅原委員。

○菅原満委員 先日、議員控室の出入口のドアに鍵がかけられていたというような話を伺ったんですが、今後、基本的には議員控室の出入口は開けっ放しなので、ないとは思いますが、何か私物、あるいはパソコン等が、盗難等に遭った場合は困るので、かつ私物を取られて事務局にこういうものがなくなったんだけど、何かあるということがないようにするために、できるならば、やはり私物を持ち込んでいる場合には事務局にも申告をしておくということが必要なのではないかということが1点と、うちのほうの控室も旧来、機械の備品のポットを使わせてもらっていますけれども、やはりそれなりの電力を使用するものについても含めて、議会事務局に申告しておく必要があるのかなということで、これは控室の管理の関係で今後、協議していってもらえればと思います。

やはり行政財産なので、その使用に当たってはきちんと議会としても留意しておく必要があるのと、何かなくなった場合に事務局としても管理の面で困る場合があるので、その辺について、今後、検討していってもらいたいと思います。

○吉田武司委員長 今、菅原委員から御意見がありましたけれども、会派室の鍵の問題、私物の管理、電気機器の使用について、また今後協議していきたいと思います。

その他、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 3時27分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司